

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

February, 2013

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成25年2月18日から受付開始

確定申告は、事業や商売をされている方だけでなく、サラリーマンで一定の方や年金を受け取られている方、退職した方も確定申告が必要になる場合があります。

また、税金の還付を受けるための確定申告もありますので、忘れずに申告しましょう。

所得税の確定申告書の提出は、本年は **3月15日** が期限となります。



確定申告が必要な人

サラリーマンは通常、年末調整で所得税の清算が完了するため、確定申告をする必要はないのですが、次の人については確定申告が必要になります。

1. 給与または退職所得がある人

- 給与の **年間収入額が2,000万円を超える**人
- 退職所得について 20%の税率で所得税を源泉徴収され、その税額が **正規の税額より少ない**人
- **一ヶ所**から給与の支払いを受けていて、「給与所得・退職所得以外」の所得の **合計が20万円超**になる人
- **二ヶ所以上**から給与の支払いを受けていて、「年末調整されなかった給与所得」と、「給与所得・退職所得以外」の所得の **合計が20万超**になる人

2. 同族会社の役員やその親族など

- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から **貸付金の利子**や不動産の **賃貸料**

を受け取っている人

確定申告をすれば税金が戻る人

次のような場合、確定申告の義務はありませんが、確定申告をすることによって納めすぎた所得税の還付を受けられます。

1. サラリーマン

- **医療費控除、雑損控除、寄付金控除、政党等寄付金特別控除**を受ける人
- **住宅借入金等特別控除**を初めて受ける人
- その年の**途中で退職**し、その後**再就職しなかった**人
- 年末調整で受けられる**控除がもれていた**人



2. その他

- 原稿料や株式配当の源泉徴収税額が所得全体から算出した税額より多い人
- 予定納税したが、所得が少なく、確定申告の必要がなくなった人

ご自身が上記のような控除の対象となっていないか、一度確認をしてみてくださいかがでしょうか？

確定申告期に多いお問い合わせ事項 Q&A (国税庁ホームページより抜粋)

Q 還付金はどのくらいで還付されるのですか？

A 還付金については、支払手続を適正に行うための所要の処理を正確に行う必要があることから、その支払手続にはある程度の日数が必要となります。特に、2月・3月の所得税と消費税及び地方消費税の確定申告期間中は、大量の申告書が提出される時期ですので、還付金の支払手続には**おおむね1か月から1か月半程度**の期間が必要となります。ただし、e-Tax(電子申告)を利用して申告された場合は、書面での申告に比べ還付がスピーディです(**3週間程度**に短縮)

(文章担当：辻、小川、鳴瀬)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますのでぜひ挑戦してみてください！

Q 海の中で生き残り、威張っている魚は何でしょうか？
